

委託業務に関する仕様書

1 業務名

令和 8 年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業委託業務

2 目的

次世代の県経済の担い手の育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやベンチャー型事業承継（以下「起業家」という。）を数多く創出する必要がある。

そこで、中小企業者等による新事業の創出を促進するため、独創的な商品・ノウハウ・アイデア等を活用して創業予定又は新分野進出等を目指す中小企業者を発掘・選定することを目的としたビジネスプランコンテスト（以下「コンテスト」という。）を開催する。

3 委託業務の運営体制

本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共催とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。

- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共催：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。

- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。

- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

4 本委託業務の位置付け

本委託業務の位置付けは別紙 1 を参照することとし、受託者は、別紙 1 の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

5 委託業務の実施期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日

6 委託業務内容

(1) 事業の準備

なる具体的なビジネスプランやプレゼン資料作成指導を行う等、着実に本エントリーにつなげるものとする。

- ・講座に外部講師を招聘する場合、謝金・交通費等の経費については、本事業の委託料から支出するものとする。
- ・講座の開催実績について取りまとめ、開催の都度県に報告すること。
- ・スタートアップエコシステム構築のため、講座参加者の情報（氏名や連絡先等）を、本人の同意を得た上で、令和 8 年度大分スタートアップエコシステム構築事業の受託者と共有すること。

（4）本エントリー完了者への事前審査の実施

- ・本エントリー方法については、50 名程度のエントリーを目指すとともに、事前審査において審査員が中小業者個人や事業について、適正な評価ができるように審査方法等について事前に県と協議すること。
- ・本エントリーの期日後、応募書類をとりまとめ、審査委員に送付すること。
- ・事前審査の審査基準並びに採点表は、事前に県と協議すること。
- ・事前審査の方法は、審査委員が一堂に会しての審査会とし、事前に各審査委員が採点した採点表を集計の上、会議により公開プレゼン審査進出者を決定するものとする。
- ・事前審査の実施に係る費用（会場費や審査委員への謝金・旅費など）は、本事業の委託料から拠出すること。
- ・審査結果を取りまとめ、公開プレゼン審査進出者及び落選者それぞれに審査結果を通知すること。なお、落選者に対しては、審査委員からのコメントによるフィードバックや、今後に向けた改善ポイント指導等など、フォローアップに努めること。
- ・事前審査通過者に対し、県内外の先輩起業家や支援機関等と積極的に連携し、効果的な支援が実施できるよう工夫すること。

（5）公開プレゼン審査前のブラッシュアップの実施

- ・事前審査通過者それぞれに対し 1 回以上、公開プレゼン審査前までに、プレゼン資料やプレゼン指導等のブラッシュアップを実施すること。
- ・ブラッシュアップの形態（個別・集合、リアル・オンライン）は問わない。ただし、県外からの事前審査通過者に対しては、Web 会議システムを活用する等適切に対応すること。
- ・ブラッシュアップ実施の状況は、適宜県に報告すること。報告の様式は任意とする。

（6）公開プレゼン審査・表彰式・交流会の開催

① 公開プレゼン審査・表彰式（以下「本イベント」という。）

- ・本イベントは一般公開とし、県内学生や起業関心層、経営者、支援機関、投資家、事

業会社等が多数参加するよう広報・集客に努めること。

- ・集客のための広報物（チラシやパンフレット等）を作成すること。広報物の内容や部数については事前に県と協議すること。また、効果的な集客に向け、県内メディア等と連携すること。

- ・本イベントはリアル開催とする。なお、オンライン同時配信も可とする。

- ・会場は 100 名程度収容可能な場所を選定すること。

- ・全てのプレゼンテーションが終了した後、非公開による審査会を実施すること。なお、審査基準及び採点表は県が別に定める。

- ・県内外の著名な経営者等のゲスト講師を 1 名程度招へいし、起業機運を醸成するための基調講演やトークセッションを実施すること。

- ・本イベントの段取りは、事前に県と十分な打合せを行うこと。

- ・表彰の内容は下記のとおりとする。

○大分県知事賞(1件)：賞金 100 万円、パネル、表彰状

なお、賞金 100 万円は県からの支出とする。

○審査員賞(任意)：審査員からの提供によるもの、パネル

- ・県内外のメディアと連携し、表彰者の認知度拡大を支援すること。なお、メディア連携に要する費用は、本委託料の中から拠出すること。

② 交流会

- ・本イベント登壇者やゲスト講師、審査委員等が参加する交流会を、本イベント終了後に実施すること。

- ・交流会は、県及び公益財団法人大分県産業創造機構と連携し、過年度のコンテスト受賞者や「大分県ビジネスプラングランプリ」受賞者にも参加を案内すること。

- ・本イベント及び交流会の実施に係る費用（会場費、ゲスト講師や審査委員への謝金及び旅費など）は、本事業の委託料から拠出すること。

(7) 報告書の作成

- ・仕様書 6 (1) から (6) に規定する業務の実績について漏れなく記載した報告書を作成し、県に提出すること。

- ・報告書には、次年度のコンテスト開催にあたっての改善点も盛り込むこと。

7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。

- ・本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、毎月 1 回以上県と定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県へ提出すること。

・感染症予防対応等のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。
なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。

・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。

・
本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から5年間保管し、必要に応じて県に提出すること。

・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別紙 1

令和 8 年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和 8 年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和 8 年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

- (1) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業
有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催
- (2) アトツギベンチャー創出支援事業
アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等
- (3) 企業内起業家創出促進事業
企業内起業家の育成と新規事業創出に向けた講座・メンタリング等
- (4) 社会起業家創出支援事業
ビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組む起業家の支援
- (5) 成長志向起業家等育成支援事業
厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>

